

特定避難勧奨地点に設定された自宅（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父、母、子及び叔母）について、身体に障害を持つ申立人子は特定避難勧奨地点の設定が解除された後も避難先で進学した中学校に継続して通う必要性があることに加え、常磐線が不通の状態では自宅から通学することはできないことを理由に、申立人母及び子について平成27年4月から申立人子が中学校を卒業する平成28年3月までの避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料及びその増額分として申立人子については身体の障害があることを踏まえ月額13万円が、申立人母については申立人子の介護を恒常的に行ったことを踏まえ月額11万円が賠償されたほか、上記期間中において特定避難勧奨地点の設定解除後に自宅に戻った申立人父及び叔母と、申立人母及び子との間に別離が生じたことを踏まえ、申立人ら全員分の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円、申立人母の平成23年3月から平成28年3月までの就労不能損害及び申立人らの同期間の生活費増加費用（避難により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目および期間についての和解金として、合計金1087万3567円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年3月15日

（仲介委員 小林 哲也）

(別紙)

申立人X1 外3名 令和〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
精神的損害(基本分)	平成27年4月～平成28年3月	¥2,400,000	X2及びX3分
精神的損害(増額分)	平成27年4月～平成28年3月	¥840,000	(世帯)家族別離月額3万円 (X2)介護を伴う避難月額1万円 (X3)障害を抱えての避難月額3万円
生活費増加費用(自家消費野菜)	平成23年3月～平成28年3月	¥550,000	(H23.3～H27.3) 年12万円 (H27.4～H28.3) 年6万円
就労不能損害	平成23年3月～平成28年3月	¥7,083,567	X2分 (H23.3～H24.5) 69万1430円 (H24.6～H26.2) 418万1772円 (H26.3～H28.3)221万0365円
合計額(①)		10,873,567	

未清算の仮払補償金(②)	0
支払額(①-②)	10,873,567